

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格喪失日に係る記録を昭和48年2月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C店における資格取得日に係る記録を昭和48年8月31日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から同年2月23日まで
(A事業所B店)
② 昭和48年8月31日から同年10月1日まで
(A事業所C店)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間は転勤した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会の回答及び申立人が提出した厚生年金基金年金裁定通知書から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和48年2月23日にA事業所B店から同事業所D店

に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B店における昭和47年12月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、企業年金連合会の回答、申立人が提出した厚生年金基金年金裁定通知書及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所C店に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間②前後の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年8月及び同年9月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年4月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年7月1日から同年10月1日まで
(A事業所B支店)
② 昭和26年4月15日から同年5月1日まで
(A事業所C支店)
③ 昭和30年4月1日から同年10月31日まで
(D事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①から③までの期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所には、昭和25年7月1日に入社し、退職するまでの期間、継続して勤務していたことが勤務証明書から確認できるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間③について、D事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、E事業所(A事業所が名称変更)から提出された人事記録、同僚の証言等から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和26年4月15日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C支店における昭和26年5月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、E事業所から提出された人事記録によると、申立人が、当該期間についてA事業所B支店に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録から、申立期間①前後にA事業所B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者に聴取したところ、「自分の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、記憶している入社日より後の日付である。」、「入社してから見習期間があり、その期間が終了してから厚生年金保険に加入させてもらった。最初の数か月間は、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

また、E事業所に申立人の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、「A事業所B支店は、既に閉鎖されており、申立期間に係る資料を保管していないため、不明である。」との回答を得た。

申立期間③について、申立人はD事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人が当該事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が記憶するD事業所の所在地を管轄している年金事務所が管理する事業所名簿では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

さらに、D事業所があったとされる所在地のF会員名簿では、D事業所という名称の事業所を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年12月は16万円、14年1月は13万4,000円、同年2月は19万円、同年3月は15万円、同年4月は16万円、同年5月は28万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は18万円、同年10月は50万円、15年2月は26万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月20日から15年8月15日まで

社会保険庁（当時）から送られたねんきん定期便には、A事業所に係る標準報酬月額が平成13年12月から14年8月までの期間は9万8,000円、同年9月から15年7月までの期間は15万円となっているが、私が所持している給与明細書では、当該定期便に記録されている標準報酬月額に見合う社会保険料より高い保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年12月から14年10月までの期間、15年2月、同年5月及び同年6月の各月の標準報酬月額については、申立人

が提出した給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及びB市が保管する申立人に係る給与支払報告書において推認できる報酬月額から、13年12月は16万円、14年1月は13万4,000円、同年2月は19万円、同年3月は15万円、同年4月は16万円、同年5月は28万円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は18万円、同年10月は50万円、15年2月は26万円、同年5月は34万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が当該期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年11月から15年1月までの期間、同年3月、同年4月及び同年7月については、給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額及びB市が保管する申立人に係る給与支払報告書において推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致している又は、低額となっていることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和47年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月25日から47年2月25日まで

厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。雇用保険の記録どおり昭和47年2月25日までA事業所で働いていたことは間違いないと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において、昭和46年1月18日から47年3月31日まで厚生年金保険の被保険者期間が確認できる同僚は、「申立人と一緒にいた期間は1か月程度ではなく、1年ぐらいいは一緒だった。」と証言していること、及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録が申立期間においても確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和46年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年10月1日に標準報酬月額の定時決定が行われ、かつ、47年2月2日に健康保険の給付記録が認められる。これらの記録を前提とすると、申立人が昭和46年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和47年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行った

ことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

静岡厚生年金 事案 1022

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ごろから28年3月18日まで
(A事業所)
② 昭和28年5月16日から32年ごろまで
(B事業所)
③ 昭和28年5月16日から32年ごろまで
(C事業所)
④ 昭和28年5月16日から32年ごろまで
(D事業所)
⑤ 昭和39年ごろから45年3月2日まで
(E事業所)
⑥ 昭和58年ごろから61年ごろまで
(F事業所)
⑦ 昭和61年ごろから63年ごろまで
(G事業所)

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記期間①から⑦までについて被保険者記録が無いとの回答を得た。給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので（B事業所、C事業所及びD事業所については、それぞれ昭和28年5月16日から32年ごろまでの間の一部の期間に勤務していたと記憶）、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA事業所における厚生年金保険の被保険者で

あった者のうち、ただ一人連絡の取れた元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、申立人が記憶していた同僚5人のうち、A事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる申立人の兄は既に亡くなっており、姓を憶えていた残りの4人については、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

さらに、A事業所の元取締役である事業主の遺族は、「廃業後、当時の書類は残っていない上、当時の社会保険事務担当者及び社会保険事務責任者は、亡くなっているので、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」としており、申立期間①当時の当該事業所での在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言及び資料を得ることができなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和22年11月1日から最後の資格取得日である28年8月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所はH市に所在していたと主張しているが、事業所名簿において、H市内に当該事業所の名称の適用事業所は確認できないことから、オンライン記録により、H市の属するI県内での適用事業所を確認したが、申立期間②当時に、I県内において該当する事業所は見当たらない。

また、申立人はB事業所における代表者の氏名を記憶しておらず、記憶していた元同僚については所在が確認できないことから、申立期間②当時の当該事業所での申立人の在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

申立期間③について、当該期間にC事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡のとれた元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、C事業所の元事業主の遺族は、「事業主は、20年前に亡くなり、当時の書類は残っていない。」としており、申立期間③当時の当該事業所での申立人の在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言及び資料を得ることができなかった。

なお、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年9月1日から38年5月15日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、当該事業所で一緒に働いたとする申立人の兄についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

申立期間④について、申立人は、D事業所はH市に所在していたと主張しているが、事業所名簿において、H市内に当該事業所の名称の適用事業所は確認できないことから、オンライン記録により、H市の属するI県内での適用事業所を確認したが、申立期間④当時に、I県内において該当する事業所は見当たらない。

また、申立人はD事業所における代表者の氏名を記憶しておらず、記憶してい

た元同僚については所在が確認できないことから、申立期間④当時の当該事業所での申立人の在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

申立期間⑤について、当該期間にE事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、ただ一人連絡の取れた申立人の元配偶者の証言から、申立人は当該事業所に勤務していたことがわかるが、勤務期間を特定できるまでの証言は得られなかった。

また、申立人は、「申立期間⑤当時、E事業所の理事でもあるJ事業所の事業主から、厚生年金保険の加入については、J事業所で加入手続をされると言われた。」としており、E事業所では、厚生年金保険に加入しないとの説明を受けている。このことについて、J事業所の元社会保険事務担当者は、「申立人の厚生年金保険の加入手続をJ事業所で処理するように社長から言われたことはなく、当該事業所に籍が無い申立人について、厚生年金保険の加入手続を処理することは無かった。」と回答している。

さらに、E事業所の元事業主の遺族は、「理事は、既に亡くなっており、解散したE事業所の書類は、残っていない。」としており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について証言及び資料を得ることができなかった。

なお、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の新規適用日である昭和44年1月6日から最後の資格取得日である同年4月7日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、申立人が姓を記憶していた元同僚二人についても、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

さらに、J事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和31年12月26日から54年1月16日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑥について、当該期間にF事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡の取れた複数の元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、F事業所の元事業主は、「現在、申立期間⑥当時の書類は無いが、申立人は、F事業所の社員ではなく、当該事業所の仕事の外注先にいたと記憶している。」と証言している。

さらに、K市に照会したところ、申立期間⑥を含む昭和56年11月1日から平成10年2月27日までの間、申立人は継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

なお、F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和55年10月16日から61年10月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間⑦について、オンライン記録によると、G事業所は、平成7年8月1

日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑦当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が記憶していたG事業所の事業主は、「申立人と一緒に働いたのは、I事業所だった。I事業所は、社会保険に加入していなかった。」としており、申立人の当該事業所における勤務状況の証言が得られなかった。

さらに、G事業所は、「申立期間⑦に係る申立人の在籍記録及び賃金台帳等は、保管していない。」としており、申立期間⑦当時の当該事業所での申立人の在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について資料を得ることができなかった。

加えて、K市に照会したところ、申立期間⑦を含む昭和56年11月1日から平成10年2月27日までの間、申立人は継続して国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 60 年 1 月 20 日まで

申立期間について、ねんきん特別便に記録が無いため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を得た。A事業所の指示で、B事業所のマシンオペレーターとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所の指示でB事業所に勤務していたと述べており、申立人が記憶するB事業所の同僚について調査したところ、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、A事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、当該記録が確認できた複数の者も、「A事業所の指示でB事業所に勤務していたことは間違いないが、申立人についてははっきり記憶していない。」との回答しか得ることはできなかった。

また、C事業所（A事業所が社名変更）の事業主は、申立期間当時の事務取扱いについて、「申立期間当時は試用期間があり、入社してもすぐに社会保険の手続を取らなかった。試用期間は厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」としており、申立人の在籍と厚生年金保険の取扱いについては、「申立人のことを記憶しているが、勤務した期間は分からない。会社に当時の資料は残っておらず、当時の事業主は病気のため、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できなかった。」と回答している。

さらに、D事業所（B事業所が社名変更）は、「申立期間当時の派遣職員の記録は廃棄されて確認できない。また、請負契約で勤務した者は、個人としての記録は残していない。」と回答している。

加えて、申立人のA事業所に係る雇用保険の記録は厚生年金保険のオンライン

記録と一致している上、申立期間の雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月ごろから25年ごろまで
(A事業所)
② 昭和27年ごろから28年ごろまで
(B事業所)
③ 昭和29年ごろから32年ごろまで
(C事業所)
④ 昭和32年ごろから35年4月1日まで
(D事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所、B事業所、C事業所及びD事業所に勤務していたことは確かであるので、それぞれの申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員は、申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の元従業員に聴取したところ、「申立人が働いていたことは覚えているが、厚生年金保険の加入についてA事業所がどのような取扱いをしていたのかは分からない。」と述べており、申立期間①当時のA事業所での厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に乗っていたトラックの運転手だったと記憶している同僚についても、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名を確認するこ

とができない。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、社会保険事務担当者は死亡していることから、申立期間①当時の状況、厚生年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したすべての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶する元同僚は、「申立人は自分と同じ運転手で一緒に働いていた。」と証言していることから、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、現在、B事業所の事業主となっている申立人が記憶する元同僚は、「申立期間当時のB事業所における厚生年金保険の取扱いについては、自分も入社したばかりだったので分からない。当時の厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無い。」と述べており、申立期間②当時の状況、厚生年金保険の加入状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

なお、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和26年8月1日から30年1月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、C事業所があったとする所在地を管轄する年金事務所の事業所名簿では、C事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局でも、当該事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、申立人が記憶する事業主及び同僚の連絡先は不明であることから、申立期間③当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、C事業所の所在地のE協同組合に照会したが、当該事業所に係る記録を確認することはできなかった。

申立期間④について、D事業所があったとする所在地を管轄する年金事務所の事業所名簿では、D事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

また、申立人が記憶するD事業所の元代表取締役及び元取締役は連絡先が不明であり、申立人が記憶する同僚は名字しか分からないため、同僚を特定することができず、申立期間④当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、D事業所の所在地のE協同組合に照会したが、当該事業所に係る記録を確認することはできなかった。

このほか、申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 19 年 2 月まで

昭和 14 年 9 月に関連会社から A 事業所に異動し、19 年 2 月まで A 事業所に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

A 事業所に異動してから昭和 19 年 2 月までは継続して勤務しており、当時の辞令、写真、体力手帳も所持しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した辞令、写真及び体力手帳並びに同僚に係る申立人の詳細な記憶から、申立人が A 事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間当時の労働者年金保険の制度では、被保険者の範囲を男子の筋肉労働者に限定しており、申立人が同じ課に所属していたと記憶する複数の同僚のオンライン記録では、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できないことから、A 事業所では、申立人が所属していた課の従業員を筋肉労働者として取り扱っていなかったことがうかがわれる。

また、上述の同僚は既に死亡しているため、当時の状況を確認することができない。

さらに、B 事業所（A 事業所が名称を変更）に申立期間当時の労働者年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「当時の資料は保管していない。申立人が所属していた課の従業員を筋肉労働者として取り扱っていたか分からない。」と回答している。

加えて、C 健康保険組合に申立期間に係る申立人の健康保険の加入記録を照会したが、「申立期間当時の申立人に係る資料は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月30日から30年5月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立期間についてはA事業所で勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員は、「A事業所B課に私も採用され入社したが、私がA事業所B課に入社した当時には、申立人は申立事業所に勤務していなかった。」と述べていることから、申立人は、申立人が主張する退職時期よりも前にA事業所を退職したことがうかがわれる。

また、A事業所の申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、申立人の勤務期間を特定することができる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立事業所は既に全喪しており、申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務状況、厚生年金保険料控除の状況を確認できる証言及び資料は得られなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年12月30日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 10 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、中学を卒業してすぐに入社したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社経緯の説明及び同僚の証言により、申立人は申立期間にA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和34年7月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚についても、申立人の資格取得日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「見習い期間はあったと思う。申立期間当時、厚生年金保険に加入していないことは承知しており、保険料の控除もされていなかった。」と証言していることから、A事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れず、当該事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 36 年 7 月まで
社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。給与明細等はないが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A事業所は昭和 33 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、A事業所に勤務していた上司や同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間のうち、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元社員に聴取したところ、申立人を記憶しているという証言は得られなかった。

さらに、申立期間当時のA事業所の事務担当者に聴取したところ、「昭和 32 年 1 月にA事業所の建物が完成し、この時から 40 年 9 月にA事業所B本社へ転勤になるまでの間、当該事業所で人事労務関係の仕事を任されていたが、申立人の記憶は無く、申立人に係る採用及び社会保険加入手続の事務をした記憶は無い。」と証言している。

なお、オンライン記録から、申立人は申立期間中の昭和 36 年 4 月から国民年金に任意加入し、国民年金保険料を定額納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月2日から33年4月20日まで

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後併せて4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月20日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者18名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年6月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月 1 日から 55 年 3 月 3 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した名刺及び事業主の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は申立期間後である平成2年3月7日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立人が同僚として氏名を挙げた複数の者の申立期間当時における厚生年金保険の被保険者記録は確認できなかった。

さらに、A事業所は、「当社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成2年3月である。それ以前は、厚生年金保険に加入していない。人事記録、賃金台帳等の資料を調べたが、申立人の記録の保存は無く、申立人の記録は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。